

豊田市火災予防条例（昭和48年条例第51号）新旧対照表【一部抜粋】

現行	改正後
	<p data-bbox="1205 359 1973 391">第6章の4 防火対象物の消防用設備等の状況の公表</p> <p data-bbox="1160 432 1765 464">（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）</p> <p data-bbox="1115 505 2040 713">第53条の8 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の設置の状況が、法、令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</p> <p data-bbox="1115 745 2040 833">2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</p>